

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在のC会社に採用され、同社のB支店（以下「支店」という。）において平成○年○月末までは自動車の整備工として、同年○月以降は倉庫の荷役業務担当として勤務していた。

請求人は、平成○年○月頃から頭痛、めまい等の症状が出現し、同月○日、Dクリニックに受診し「不安神経症」と診断された。請求人は、平成○年○月○日にEクリニックに転医し「統合失調症」と診断され、平成○年○月○日からはFクリニックに転医し、「統合失調症」の加療を継続した。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は、平成○年○月中旬頃 ICD-10 診断ガイドラインの「F48 神経衰弱」を発病したものとされている。当審査会としても、本件の経緯等に鑑みて、専門部会の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定している。当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外」について

請求人は、①平成○年○月頃から平成平成○年の○まで、作業指示表を作成する上で、Gから暴言やパワーハラスメントを受けていたこと、②平成○年○月から同年○月頃まで、Hから暴言を受けたり無視をされたこと、③違法車両の車検を通せと強要されたことなどが精神障害を発病するに至る大きな要因となった旨主張するため、以下、検討する。

まず、①について、職場関係者の申述をみると、Iは、「請求人が作業指示

表を作成していたかについて記憶にない。Gが請求人に対して『お前はバカだな』等の発言をしていたことはないと思う。」と述べており、その他の職場関係者の申述をみても、Gから暴言等を受けたとする請求人の主張を裏付けるような申述は確認できない。したがって、請求人がGから業務中叱責を受けるなどした際に不快に感じたことを認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、客観的にはトラブルと言えるほどのものではないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

次に、②について、職場関係者の申述をみると、Iは、「Hから文句を言われたり無視をされたのは主にわたしと請求人でした。」と述べており、請求人がHから無視をされた事実自体はあった旨述べている。したがって、当該出来事は、認定基準別表1「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するが、Iは、同時に、「Hは非正規社員なので、私としてはHの文句や無視は、いわゆるパワハラまたはいじめといった受け止め方ではなく、例えば子供が騒いでいるような感じで受け止めていました。請求人も、（中略）私と同じように、こういう性格の人だからしかたないと受け止めていたと思います。」とも述べていること、また、請求人の申述を踏まえたとしても、Hの言動等には請求人の人格や人間性を否定するような内容が含まれていた事実は認められないことや、複数人が結託して行ったものとも認められないことなどから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

さらに、請求人が主張する③については、認定基準別表1の「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、請求人が支店から違法行為を命じられた事実までは認められないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

（5）したがって、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が3つあるが、その全体評価は「弱」であり、「強」には至らない。

（6）業務以外の心理的負荷及び個体側の要因について、特に評価すべきものは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。